

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和5年第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月20日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
委員	世良 次生

6. 議事録署名委員(2人)

委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第3回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>6番 木原委員、7番 橋川委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第9号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、城之堀地区、〇〇〇〇〇を北方向へ100mくらい進んだところに位置する田1筆でございます。現況について、昨秋までは作付けされていたことを確認しました。</p> <p>転用目的としましては、宅地となっており、転用面積は、全体で272㎡、建築面積は115㎡で計画されています。</p> <p>譲り渡し人は、現在、広島市へ住まわれている譲受人が自宅を新築するために、耕作中の田を分筆され、住宅敷地以外の残地は田として引き続き耕作されるとのことです。</p> <p>また、譲受人としても、両親及び祖母が行う農業経営に従事されるとのことです。あわせて、育児にも家族をあげて協力されていかれるとのことでした。</p> <p>その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。</p> <p>現在、他法令による手続きを進めておられ、本件とあわせて同時許可を行う予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良 正喜委員、お願いします。</p>
世良委員	<p>3月16日（木）午後に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、事務局が説明されたように、城之堀地区の住宅地と農地が混在する一帯にある田1筆です。</p> <p>隣接する田については、今回、宅地にするために、もとの田を分筆したものであり、現在は、耕作中でした。</p> <p>田は、譲受人の息子さんからは家の隣接地となり、とても管理がしやすく今後の活用についても効率の良い使い方になると思いました。</p> <p>譲り渡し人は、町内に住まわれており、その他にも田をお持ちのため、今後は、家族が一体となって農業経営を行っていくとのことでした。</p> <p>申請書及び添付書類等にも問題になるようなことは無いと思いましたが、許可相当の内容であると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第1、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第2、議案第10号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号の熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、町から農業委員会に対して意見照会がありましたので、議案説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、中溝地区の〇〇〇〇〇の南側に隣接した位置にある田7筆及び原</p>

	<p>野 1 筆となります。</p> <p>申請地は現在休耕中でありまして、農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。</p> <p>申請地については、今後耕作を行っていく他の耕作者もいない中、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地として残すよりは、太陽光事業者へ売却して利活用を行ってもらえればと考えられ、この度、農用地区域からの除外申出がされております。</p> <p>除外面積は、2, 117 m²で、パネル設置枚数は1 5 8 枚となっております。</p> <p>代替地の検討については、名寄せ帳を提出いただき、確認したところ、その他に土地を所有しておらず、代替え可能な土地はないとの判断をしております。その他、利用集積にも与える影響は無いと認められること、また、被害防除措置計画書によると、土地造成は行わないとされており、周囲への影響は及ぼさないとのことです。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>なお、本日この議案について認められた場合であっても、引き続き、県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良 次生委員、お願いします。</p>
<p>世良委員</p>	<p>3月16日（木）午後に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、事務局が説明されたように、中溝地区の〇〇〇〇〇の南側にある隣接する場所で、原野1筆を含めた8筆です。</p> <p>事務局の説明でもあったように、ご高齢のため、現地は休耕中となっており、今後も耕作する見込みはないとのことであるため、別の利用により土地を有効活用したいとの思いがあったことから、太陽光発電設備を設置する計画となったようです。</p> <p>太陽光発電設備の周囲には、農地以外にないため、近所の方とのトラブルになるようなことは無いと思います。</p>

	<p>現地は、道路等で境界は明確となっており、立地的にも近隣へ迷惑をかけるようなこともないと思われました。</p> <p>工事計画等によれば、農地転用許可後に工事に着工し、12か月以内に設置したいとのことで、太陽光パネルは、全体で158枚になる計画となっています。</p> <p>また、申請書及び添付書類等にも問題になるようなことは無いと思いましたので、許可相当の内容であると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第2、議案第10号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第10号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>続いて、日程第3、議案第11号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の制定について議案について、ご説明します。</p> <p>これまで、本町の農地法等に関する審査については、県が作成されているガイドラインに基づき行ってまいりました。</p> <p>別添でお付けしているものについては、表紙以外の部分は、今後の改定事務のことも考慮し、県が定めたものを基本的にはそのまま添付したものでございます。</p> <p>では、今回、なぜ町農業委員会として定める必要があるかということについては、行政手続法上の許認可の可否を判断するために審査基準を定める必要があること、また、同じく、行政手続法に基づき、審査基準は、公にしておかなければならないとされているため、これまでと事務手続きが変更となるわけで</p>

	<p>はございませんが、制定しようとするものでございます。</p> <p>なお、参考までに県内の市町を見る限り、このガイドラインと同様のものを定め、これに基づき事務を行っております。</p> <p>以上が、今回の制定内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
原委員	<p>この審査基準とは、枠内にあるもののことですか。「農地とは」というように記載されていますけれども。</p>
事務局	<p>枠内の部分は、農地法に書かれてあるものがそのまま記載されております。たとえば、農地法第2条へ「農地とは」ということでどういうものを農地と取り扱うか定義されており、それが示されております。そのため、法に書かれてあるものが自ずと審査基準にも入ってくるということになります。</p> <p>そのため、法律が改正されることがあれば、審査基準も必然的に変わってこなければならないということになります。近年、農地法は大きく変わってきておりますので、それに応じて年に1度、2度くらいは変わってくる可能性は今後もあります。</p> <p>今回、これで定めたらこれでおしまいという訳ではありません。ただ、その改正については、その都度、こういう改正でどうかということでは県が情報を提供してくれていますので、基本的には各市町はそれを反映させているという形になっております。</p>
原委員	<p>柔軟にやるということですかね。農地取得するのに、2000㎡から1000㎡に下げましたよね。あれと同じように柔軟に行うということですか。</p>
事務局	<p>許可をする事務をする上で基準を定めておく必要があります、それを定めるものです。</p> <p>緩和するのではなくて、基準ですからこれに基づいて審査し、許可するというものです。</p> <p>判断することに対して、言いたいことがある人であっても、この基準で説明をするというものになります。</p>
議長	<p>県の判定基準があり、各市町がそれに沿って事務をするということでしょうが。</p>

事務局	<p>もともとは県の事務であり、権限移譲されており、助言と指導をすることが必要となっており、こういうものを作ってくださいということです。</p> <p>県は、事務をする訳ではなく指導するだけで、各市町が基準に沿って事務を行うということです。</p>
議長	熊野町独自で「農地とは」の判断をする訳ですか。
事務局	<p>まず法律があり、その解釈は抽象的となるので、それを県が作ってくれているものを使って策定することにしております。</p> <p>上級職が案を提示してくれるのですが、どこの市町も県の案に従って定めているということです。</p>
議長	それで今の「農地とは」という話は、県の考え方と市町の考え方は、違うところがあるという話ですか。
庄賀委員	違うのですか。
議長	違ってはいけないのですが今の話であれば、県の案を活用して市町がそれに基づき判断をするという理解で良いですか。
事務局	「農地とは」ということで、どういうものを農地として取り扱うか例が示されていますが、先ほど原委員が言われたのは、下限面積の話であったと思うのですが。
原委員	あのように改正が出来るということですよね。
事務局	<p>今、農業委員会は許可権限者として、許可をするための基準を作りましょうということです。それを公表して、もし、申立てをする人があった時は、この基準で審査しておりますと説明をしなければならないのでその指導と助言を頂いて、この議案になっておるところです。</p> <p>その元でいえば、県が形を作ってくれております。県が権限を持っており、各市町が制定する必要は無いのではないかという考えもあったものと思いますが、農業委員会が許可を出すので各市町で基準を策定して、公表しなさいということです。</p>
議長	今の議論しているところでは、県と市町は連携されていますが、市町の考え方が勝手に変えられるのかということです。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
事務局	原則は変わらないと思いますが、あるかもしれません。

議長	19ページからの内容は、県の案を準用しているということでしたが。
事務局	今は、そのままを利用しております。
議長	この内容を農業委員会独自の判断で自由に変更しても良いかということです。
事務局	<p>多くの市町は、このままを活用しております。</p> <p>ここで書かれてある内容は、法律上で規定されているものですので、法律で規定されているものを更に町独自で緩和して適用させるということは考えられないと思います。</p> <p>ですから、下限面積のことについても、法律の特例で定めることが出来ることが法律上で規定されているため、それに基づいて行ったというものでございますので、法律上で書かれてあるものを更に緩和して基準を定めるということは無理であります。</p>
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	そのほかに質問はありますか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第3、議案第11号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準について」ご異議はありますか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第11号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第4、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」及び日程第5、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、令和5年1月に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出については、67ページのとおり、1件で、呉地の農地を相続されています。</p> <p>報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案</p>

	73ページから89ページまでのとおり、平谷2件、出来庭2件、城之堀1件の計5件です。以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。 次回の農業委員会は4月20日(木)に開催予定です。 議案については4月10日(月)以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和5年第3回熊野町農業委員会を閉会します。